

市職員給与と定員適正化の状況

(9)職員手当の状況

勤 末 手 当	区 分	海老名市		国	
	支給期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	14年6月期	1.45月 (0.7)月	0.6 月 (0.3)月	1.45月 (0.7)月	0.6 月 (0.3)月
	14年12月期	1.85月 (0.95)月	0.55月 (0.3)月	1.85月 (0.95)月	0.55月 (0.3)月
	15年3月期	0.2 月 (0.2)月	――	0.2 月 (0.2)月	――
	計	3.5 月 (1.85)月	1.15月 (0.6)月	3.5 月 (1.9)月	1.15月 (0.6)月
役職加算措置		有		有	

※() 内は、再任用職員に係る支給割合です。

退 職 手 当	区 分	海老名市		国	
	支給率	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	28.875月分	21.0 月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55 月分	33.75月分	44.55 月分
	勤続35年	47.5 月分	62.7 月分	47.5 月分	62.7 月分
	最高限度額	60.0 月分	62.7 月分	60.0 月分	62.7 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
	退職時特別昇給	制度なし	1～2号級	1号俸	
1人当たり平均支給額		8,380千円	27,771千円	――	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
(15年4月1日現在)

調 整 手 当	区 分	海老名市	神奈川県	国
	支給対象地域	全地域	全地域10%	県内の国の支給率
	支 給 率	10%		横浜市ほか3市 …………… 10%
	支給対象職員	826人		葉山町 …………… 6%
	支給対象職員1人当たりの平均支給月額(14年度決算)	38,260円		海老名市ほか8市 …………… 3%
				小田原市ほか22市町村 …… 0%

特殊勤務手当 (14年度)	区 分	全 職 種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	28.6%	
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	4,196円	
	手当の種類(手当数)	10種	
	代表的な手当の名称(額・人員の多いもの)	徴収手当・清掃手当・消防手当	

時間外勤務手当	14年度	支給総額	268,214千円
		1人当たり支給年額	323千円
	13年度	支給総額	268,434千円
		1人当たり支給年額	314千円

扶 養 手 当	区 分	海老名市	国
	配偶者	15,000円	14,000円
	配偶者以外の扶養親族2人まで	7,000円	6,000円
	配偶者のない扶養親族のうち1人	11,500円	11,000円
	その他の扶養親族	5,000円	5,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき 5,000円を加算	1人につき 5,000円を加算
	扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族	500円を加算	500円を加算
	住居手当	30,000円を限度	27,000円を限度
	通勤手当	50,000円を限度 (片道2km未満を除く)	50,000円を限度 (片道2km未満を除く)

(10)部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分	職 員		対前年 増減数	主な増減理由
	平成 14年	平成 15年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0
	総 務	150	152	2
	税 務	46	45	△1
	民 生	97	98	1
	衛 生	90	89	△1
	農林水産	13	12	△1
	商 工	9	9	0
	土 木	95	94	△1
	小 計	507 (6)	506 (1)	△1 (△5)
	教 育	138	137	△1
政 特 別 部 門 行	消 防	135	134	△1
	小 計	273 (3)	271 (2)	△2 (△1)
	下水道	25	23	△2
	国民健康保険等	26	26	0
	小 計	51 (0)	49 (0)	△2 (0)
公 営 企 業 等	合 計	831 (9)	826 (3)	△5 (△6)

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。
※()内は、再任用短時間勤務職員数であり、上段の数字には含まれません。

●給与の実態

地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に沿った給与制度として、各自治体が条例で定めています。また、制度の内容は、民間企業や国家公務員の給料との均衡が図られ、適正な給与水準を維持すべきものとされています。それに加えて、職員給与は市民のみなさんの租税負担により賄われていることから、その実態をお知らせし、関心を持っていただくことよって、議会での審議がより一層充実したものに、理解が得られるものと考えています。

そこで、市職員の給与の概要を、一般行政職員を中心にお知らせします。表(1)～(9)参照。市の職員には、一般行政職員(事務職員・技術職員、技能労務職員、消防職員などの職種)があります。

●職員課(内332)

(1)人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
14年度	119,110人	29,676,235千円	1,672,470千円	7,454,479千円	25.1%	25.6%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。※住民基本台帳人口は平成15年3月31日現在です。

(2)職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数(A)	給 与 費				1人あたり給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末手当・勤勉手当	計(B)	
15年度	782人 (5)	3,345,568千円	1,106,691千円	1,585,566千円	6,037,825千円	7,721千円

※職員手当には、退職手当は含みません。※()内は再任用短時間勤務職員数で外書きです。

(3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(15年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職		消防職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
海老名市	369,900円	42.0歳	297,800円	45.1歳	354,700円	40.0歳
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳	346,187円	42.1歳

※国の消防職の欄の数値は、公安職のものです。

(4)職員の初任給の状況

(15年4月1日現在)

一 般 行 政 職	区 分	海老名市		国	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
	大学卒	180,900円	203,600円	I 種180,900円 II 種171,500円	I 種200,200円 II 種185,600円
		高校卒	149,200円	139,500円	149,200円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(15年4月1日現在)

一 般 行 政 職	区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	大学卒	291,700円	336,500円	370,700円
	高校卒	237,200円	291,700円	336,500円
技能労務職	高校卒	231,200円	288,900円	326,000円

(6)一般行政職の級別職員数の状況

(15年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事補・技師補	主 事・技 師	主任主事・主任技師	主 査	副主幹	課 長 主 幹	部 長 参 事	――
職 員 数	15人(0)	77人(5)	101人(0)	94人(0)	61人(0)	83人(0)	51人(0)	482人(5)
構 成 比	3.1%(0)	16.0%(100)	21.0%(0)	19.5%(0)	12.7%(0)	17.2%(0)	10.5%(0)	100%(100)
参考	前年の構成比	3.1%(0)	17.3%(100)	21.0%(0)	19.8%(0)	13.5%(0)	15.6%(0)	9.6%(0)
	5年前の構成比	5.0%	27.0%	16.4%	19.1%	14.7%	11.5%	6.3%

※()内は、再任用短時間勤務職員数で、外書きです。

(7)昇給期間短縮の状況

14年度	区 分	全職員	一般行政職	消防職
	職員数(A)	826人	506人	134人
13年度	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	7人	3人	1人
	比率(B/A)	0.8%	0.5%	0.7%
	職員数(A)	831人	507人	135人
13年度	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数(B)	15人	10人	0人
	比率(B/A)	1.8%	2.0%	0.0%

※国、県は15%の範囲内を基準に行っています。

(8)特別職の報酬等の状況

(15年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	市 長	930,000円
	助 役	746,000円
	収入役	700,000円
報 酬	議 長	536,000円
	副議長	451,000円
	議 員	422,000円
期末手当		(14年度支給割合) 6月期 2.05月 12月期 2.4月 3月期 0.15月

●申告するときの注意

1、償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送しましたが、届いていない方や、新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。

申告書の記入方法については、同封の「申告の手引」を参考にしてください。

2、前年の申告内容と比較して次に該当する方についても、その旨を必ず申告してください。

① 資産に増減のない方
② 事業所を市外へ移転するなど資産すべてがなくなった方
③ 事業が廃止、解散となった方
3、すでに「該当資産なし」の申告をしている方で、その後資産を取得した方は、必ず申告してください。また、事業所の市外移転や廃止、解散となった方については登録を抹消しますので、必ずご連絡ください。

4、自動車税・軽自動車税が課せられる車両は課税対象から除かれますので、申告の必要はありません。

事業を営む方は2月2日(月)までに償却資産の申告を！

5、税額は、課税標準額の1.4%ですが、この課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告は必要です。

●主な償却資産の例

▽構築物 ①構内舗装・広告塔・塀・街路灯・据付け式厨房設備など ②建物の所有者以外の方が設置したもの(店内造作設備・照明設備・給排水設備など) ③機械・装置 ④工作機械・印刷機械・その他各種産業用機械および装置 ⑤工具・器具および備品 ⑥測定工具・切削工具・理美容機器・陳列ケース・冷蔵庫・クーラー・応接セットなど。

●行政課(内317)

平成12年3月に「海老名市定員適正化計画」を策定し、平成16年度までに、消防職員を除く

定数5%削減 適正配置に取り組む

職員定数の5%を削減する目標を定め、定員適正化に取り組んでいます。表(10)参照。

平成15年度には目標を達成していることから、今後は平成16年度からの新たな定員適正化計画を策定し、職員の適正配置に取り組んでいきます。

●定員の適正化

資産税課(内354)。